

泉州南総第2306号
平成30年12月27日

泉州南広域消防本部 様

泉州南消防組合情報公開審査会
会長 森口 佳樹

泉州南消防組合情報公開条例第15条第1項の規定に基づく諮問について
(答申)

平成30年7月17日付け、泉州南総第1049号で諮問のあった審査請求事案について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

泉州南広域消防本部が、平成30年2月27日付け泉州南総第3184号及び同日付け泉州南総第3185号により行った情報不存在処分は、妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年2月10日、泉州南消防組合情報公開条例（平成24年泉州南消防組合条例第19号。以下、「情報公開条例」という。）第9条第1項の規定により、泉州南広域消防本部（以下、「実施機関」という。）に対し、「1. 平成29年10月18日、開示請求の手続きを郵送でもできるように要望を行ったが、その後の進捗状況がわかる文書 2. 上記1の文書件名簿（小区分程度）のわかるもの 3. その他、関連性があると思われる書類」の情報公開請求（以下、「本件請求1」という。）を行い、また、平成30年2月14日、情報公開条例第9条第1項の規定により、実施機関に対し、「1. 平成25年1月30日に審査請求人が阪南消防署を訪れているが、その詳細な記録が無いのは、他の日にちのやり取りの詳細があるにも関わらず、不自然である。よって以下の内容の書面の提出を求める。 2. 平成25年1月30日時点の段階で、消防という命を預か

る重要な役割にも関わらず、職員「■■■■」が「職務懈怠」という理由以外に詳細な記録を記載しなかった理由、規定、法令、条例、法規等がわかるもの。3. 平成25年1月30日以降は詳細な記録が残されているが、職員「■■■■」が「職務懈怠」という理由以外に消防署員が記録を取るようになった。その重要性を通達、指示、命令等がなされた文書全て その他、関連性があると思われる書類」の情報公開請求（以下、「本件請求2」という。）を行った。

- (2) 実施機関は、審査請求人に対し、本件請求1のうち「3. その他、関連性があると思われる書類」については、平成30年2月27日付け、泉州南第3184号により、部分公開決定を行い、その余の本件請求1については、「請求人の要望事項（開示請求が郵送でもできるようにするかどうか）を検討中であったが、その検討内容を文書と残したものが存在しなかった。」との理由により、同日付け、泉州南第3184号により、情報不存在処分（以下、「本件処分1」という。）を行い、本件請求2については、「手続きとして明文化されたものはなく、変更した経緯もない。」との理由により、同日付け、泉州南総第3185号により、情報不存在処分（以下、「本件処分2」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、本件処分1及び2に不服があるとして、平成30年3月5日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、泉州南消防組合管理者に対して審査請求を行い、平成30年3月7日受理した。

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

適切な情報公開を行わず、隠ぺい工作を行うのは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）ならびに泉州南消防組合情報公開条例の趣旨に反し、明らかに違法不当である。よって泉州南広域消防本部消防長は、再発防止を目的とした対策を取り、（再発防止を目的とした）事実を明らかにするという作業を行い、（再発防止を目的とする）隠ぺい工作を指示した責任を明らかにするという確認作業を行わなければならないことを求めるものと解する。

(2) 審査請求の理由

上記の不存在処分がなされたが、いずれも請求人が求める趣旨の文書が存在し、それらを殊更に隠ぺいする決定で、違法不当であるから本件審査請求を行うものである。

◎平成30年2月27日付、泉州南総第3184号により開示を求める
文書

日誌、日報、報告書、記録、録音の書き起こし、メモ、議事録等の

文書が保存されていなくてはならない。不存在であれば「現在検討中」とすること自体が根拠を欠き不適切である。

◎平成30年2月27日付、泉州南総第3185号により開示を求める文書

訪問した人物との記録を残さないのは組織運営からすると不自然である。

隠ぺい工作としか理解できず、市民の知る権利を阻害するものである。

泉州南消防組合情報公開条例第1条を再度確認されたし。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書、審査会における説明によって主張する内容を要約すると、おおむね以下のとおりである。

(1) 本件処分1については、実施機関は、審査請求人の「要望」をうけて、組合を構成する関係市町を含め各自治体の現状を確認し、その手続などについて検討中である。

仮に、何らかの検討記録等が存するとしても、それらは未だ担当者個人のメモ等に過ぎず、組織として利用され保存されている公開対象の文書は存在しない。

したがって、本件審査請求にかかる文書等は、存在しない。

(2) 本件処分2については、実施機関は、訪問者が図面等を持参せず、具体的な指導等ができない場合は相談レベルとして取り扱い、協議記録は作成していない。

他方、訪問者が図面等を持参し、それら図面等をもとにして具体的な指導等を行った場合には、その指導等にかかる記録・資料等を残すようにしている。

この点、後者の場合に、協議・指導等の記録化を義務付ける通達、指示、命令等が文書等として存するわけではなく、その取扱いは従前からの事務手続上の慣例によるものである。

したがって、本件審査請求にかかる文書等は、審査請求人が図面等を持参していなかったため、存在しない。

以上のことから、「隠ぺい工作である」等の請求人の指摘は不当と言わざるを得ず、本件処分1及び2は、いずれも適法・適切なものである。

5 審査会の判断

当審査会では、審査請求人の審査請求書、口頭による意見陳述、処分庁への質疑、実施機関の弁明書、口頭による意見聴取及び実地調査結果に基づき、本件処分1及び2の妥当性について、審議した結果、次のように判断する。

(1) 基本的な考え方

情報公開条例は、第1条で「住民の知る権利を保障するため、情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、組合の諸活動を住民に説明する責任を果たすとともに、住民の組合行政への参加を推進し、もって地方自治の本旨にのっとり公正で開かれた組合行政の実現に資することを目的とする。」としている。

当審査会は、この公正で開かれた組合行政の実現の理念にたって情報公開条例を解釈し、審査を行った。

(2) 本件請求1及び2の文書について

本件請求1及び2の文書は、審査請求人が存在を主張し、公開を求めているものであるが、実施機関がそれぞれ本件処分1及び2を行っていることから、本件請求1及び2の文書の保有の有無について検討することとする。

(3) 本件請求1及び2の保有の有無について

ア 審査請求人がいう請求文書のうち、本件請求1の文書は、開示請求の手続きを郵送でもできるように要望を行ったので、その後の進捗状況のわかる文書とのことであるが、実施機関に確認したところ、請求時点では、調査途上であるため、組織供用文書性を備えない個人メモである、とのことであるが、この説明は、特段不合理とは認められない。

なお、現時点においては、事務処理を粛々と進め、組織供用文書性を備える段階に至ろうとしているとのことである。

イ 本件請求2の文書は、審査請求人が平成25年1月30日に消防署を訪れているが、その詳細な記録が無いのは、他の日にちのやり取りの詳細があるにも関わらず、不自然であり、職員が職務懈怠以外に詳細な記録をしなかった理由等のわかる文書、並びに前述の日以降は、記録を取るようになった。その事務の重要性に関して通知等がなされた文書とのことであるが、実施機関による事務の流れなどに基づく当該文書の不存在との説明は、特段不合理とは認められない。

また、審査会において本件請求2の文書の有無について、平成30年11月14日阪南消防署において実地調査を行ったが、文書の存在は確認できなかった。

なお、審査請求人は別途、個人情報開示請求により、平成25年1月30日に消防署を訪れた訪問記録を確認している。

審査請求人は、本件請求1及び本件請求2それぞれにおいて、消防組合の情報の取り扱いを含む、行政事務の在り方について見直しを主張するが、当審査会が判断する立場にない。

以上のことから、実施機関の説明に不自然な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないので、本件請求1及び2の文書

が不存在であるとした実施機関の判断に、違法、不当な点はない。

以上の理由により、当審査会は「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 付言

(1) 訪問記録の作成について実施機関は、具体的な指導等を行った場合には、その指導等にかかる記録・資料等を残すようにしているとのことであり、具体的な指導等ができない場合は相談レベルとして取扱い、協議記録は作成していないと説明している。

もっとも、情報公開条例第3条には、「実施機関は、この条例の目的を達成するため、情報の適切な管理体制及び検索体制の確立に努めなければならない。」旨の規定があり、実施機関は情報公開条例第1条の目的達成のために、職務上必要な情報は、記録し、組織供用文書として適正に管理しなければならないことが求められている。

(2) 以上のことから、当審査会としては、実施機関に対し、必要と思われる事項などを記載した、適切な訪問記録の作成に努めることとされたい。

7 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり審議等を行った。

年月日	審議等の経過
平成30年7月17日	実施機関から諮問書を受理
平成30年9月18日	処分庁への質疑 審議（第1回情報公開審査会）
平成30年11月12日	審査請求人による口頭意見陳述 審議（第2回情報公開審査会）
平成30年11月14日	阪南消防署の实地調査